

議案第 49 号

橋本市立産業文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立産業文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立産業文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立産業文化会館設置及び管理条例(平成21年橋本市条例第36号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てたものとする。)を産業文化会館の使用料として許可と同時に前納しなければならぬ。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>2 利用者は、別表(1)に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、前項に規定する使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>(1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合がある。) 5割</p> <p>(2) 市外(橋本周辺広域市町村圏組合を組織する町(かつらぎ町、九度山町及び高野町)を除く。)居住者が利用する場合 5割</p> <p>(3) 入場料又は入場料に類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合 5割</p> <p>(4) 営利を目的として利用する場合(入場料等を徴収しないときに限る。) 5割</p> <p>3 利用者は、利用許可時間を超過し、又は開始時間を繰り上げて利用したときは、第1項の規定により算出した各施設及び各附属設備の使用料の額に、当該額の1時間当たりの使用料を算出し加算した額を納付しな</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を許可と同時に前納しなければならぬ。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</p>

ればならない。ただし、超過が1時間未満の場合であっても1時間分加算するものとする。
 (利用料金制)
 第14条 略
 2 略
 3 利用料金の額は、第9条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
 4・5 略

別表(第9条関係)
 (1) 基本使用料

[単位:円]

区分\利用時間	午前	午後	夜間	備考
1階・大ホール(平日)	7,762	11,648	16,305	椅子・舞台共
1階・大ホール(土・日・祝)	8,639	13,010	18,343	椅子・舞台共
1階・大ホールのみ利用(平日)	5,429	8,153	11,353	椅子なし
1階・大ホールのみ利用(土・日・祝)	6,010	9,029	12,810	椅子なし
1階・舞台のみ利用(平日)	2,324	3,486	4,848	
1階・舞台のみ利用(土・日・祝)	2,524	3,877	5,429	
1階・控室[楽屋A]	286	477	677	
1階・控室[楽屋B]	191	286	477	
1階・リハーサル室	581	867	1,258	

(利用料金制)
 第14条 略
 2 略
 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
 4・5 略

別表(第9条関係)
 (1) 基本使用料

[単位:円]

区分\利用時間	午前	午後	夜間	備考
1階・大ホール(平日)	8,150	12,230	17,120	椅子・舞台共
1階・大ホール(土・日・祝)	9,070	13,660	19,260	椅子・舞台共
1階・大ホールのみ利用(平日)	5,700	8,560	11,920	椅子なし
1階・大ホールのみ利用(土・日・祝)	6,310	9,480	13,450	椅子なし
1階・舞台のみ利用(平日)	2,440	3,660	5,090	
1階・舞台のみ利用(土・日・祝)	2,650	4,070	5,700	
1階・控室[楽屋A]	300	500	710	
1階・控室[楽屋B]	200	300	500	
1階・リハーサル室	610	910	1,320	

2階・会議室	3, 105	4, 753	6, 791	72人収容可能	2階・会議室	3, 260	4, 990	7, 130	72人収容可能
3階・和室	572	953	1, 543	1室の場合30人可能	3階・和室	600	1, 000	1, 620	1室の場合30人可能
3階・和室[A]	286	477	772	2室に分けた場合	3階・和室[A]	300	500	810	2室に分けた場合
3階・和室[B]	286	477	772	2室に分けた場合	3階・和室[B]	300	500	810	2室に分けた場合
3階・会議室	2, 715	4, 172	5, 820	1室の場合	3階・会議室	2, 850	4, 380	6, 110	1室の場合
3階・会議室[A]	1, 448	2, 229	3, 200	2室に分けた場合33人可能	3階・会議室[A]	1, 520	2, 340	3, 360	2室に分けた場合33人可能
3階・会議室[B]	1, 353	2, 039	2, 905	2室に分けた場合30人可能	3階・会議室[B]	1, 420	2, 140	3, 050	2室に分けた場合30人可能

(2) 附属設備使用料		[単位：円]		(2) 附属設備使用料		[単位：円]	
区分	品名	単位	使用料(円)	区分	品名	単位	使用料(円)
舞台設備	指揮台	1台	191	舞台設備	指揮台	1台	200
	指揮者用譜面台	1台	96		指揮者用譜面台	1台	100
	譜面台	1台	96		譜面台	1台	100
	金屏風	1双	953		金屏風	1双	1, 000
	演台	1台	381		演台	1台	400
	司会者台	1台	191		司会者台	1台	200
	花台(花瓶含む。)	1台	96		花台(花瓶含む。)	1台	100
	反響板	1式	2, 858		反響板	1式	3, 000
	平台	1台	191		平台	1台	200
	箱馬	1個	48		箱馬	1個	50

オーバーヘッドカメラ (スクリーン共)	1 式	953	オーバーヘッドカメラ (スクリーン共)	1 式	1,000
16 ミリ 映写機 (スクリーン共)	1 式	953	16 ミリ 映写機 (スクリーン共)	1 式	1,000
マイクホン	1 本	381	マイクホン	1 本	400
マイクスタンド	1 本	96	マイクスタンド	1 本	100

備考

備考

(1) 下記の冷暖房実施期間中は、季節料金として基本使用料の 5 割を
加算する。

冷房 6 月 1 日から 9 月 15 日まで

暖房 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

ただし、その年の気象事情によって変更する場合がある。

(2) 市外(橋本周辺広域市町村圏組合を組織する町(かつらぎ町、九
度山町及び高野町)を除く。)居住者が利用するときは、基本使用料
の 5 割を加算する。

(3) 入場料又は入場料に類するものを徴収するときは、基本使用料
の 5 割を加算する。

(4) 営利を目的として利用するとき(入場料又は入場料に類するもの
を徴収しないときに限る。)は、基本使用料の 5 割を加算する。

(5) 略

(6) 利用許可時間を超過し、又は開始時間を繰り上げて利用したと
きは、各施設及び各附属設備の使用料の 1 時間当たりの使用料を算
出し加算する。ただし、超過が 1 時間未満の場合であっても 1 時間
分加算する。

(1) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市立産業文化会館設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する施設の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるための必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。